

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

認可外保育施設等を利用される方はご確認ください

1 無償化の対象となる子ども・保育料・施設・事業とは



【対象者・保育料】



- ◆ 無償化の対象となるには、呉市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」を受けるための要件には、保護者が就労や介護・看護等認可保育所利用と同等の理由が求められます。

- ◆ 保育所・認定こども園等の認可施設や、企業主導型保育事業を利用していない方のみが無償化の対象となります。

- ◆ **3歳児～5歳児クラス**までの子どもは、**月額 37,000円** まで、**0歳児～2歳児クラス**の住民税非課税世帯の子どもは、**月額 42,000円** までの保育料が無償化されます。



※ 3歳児クラスとは、4月1日時点で3歳の子どものクラス（年少クラス）

- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）を利用している場合、その在籍園の預かり保育提供時間が一定基準未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分も一部無償化の対象となります。

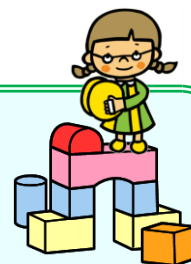
※ 呉市内の幼稚園の預かり保育を利用する場合、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象になりません。（呉市内の私立幼稚園は一定基準を満たしています。）

- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。



【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を遵守し、市から確認を受けている施設のみとなります。

◆ 次の要件に該当する場合、市から保育の必要性の認定が受けられます。

| 認定区分 | 認定要件 | 保育料が無償となる上限額 |
|-------|---|------------------------------------|
| 新2号認定 | 3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）の子どもで、保育を必要とする理由（保護者全員が就労等）がある子ども | （1か月当たり） 37,000円 まで無償 |
| 新3号認定 | 0歳児から2歳児（その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎える子ども）で保育を必要とする理由があり、かつ 市民税非課税世帯 の子ども | （1か月当たり） 42,000円 まで無償 |



【保育を必要とする事由・証明書類・認定期間】



| 保育を必要とする事由 | 保育が必要なことを証明する書類 | 認定期間 |
|-----------------------|---|------------|
| 就 労 | <ul style="list-style-type: none"> • 会社に雇用されている場合 勤務証明書（就労：月48時間以上） • 自営業、農業・漁業に就労している場合 証明書（民生委員の証明） • 新規就労の場合は3か月経過後に勤務実績を記入した勤務証明書提出 | 最長で就学前まで |
| 妊娠・出産 | <ul style="list-style-type: none"> • 母子手帳の表紙と出産（予定）日の記入されたページの写し | 出産月と前後各2か月 |
| 保護者の疾病・障害 | <ul style="list-style-type: none"> • 医師の診断書（保育が困難な状況等・疾病名・期間の記載されたもの） • 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しなど | 必要な期間 |
| 同居親族の介護、入院親族の看護 | <ul style="list-style-type: none"> • 介護 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳・介護保険証の写し及び介護状況を記載した証明書（民生委員の証明） • 看護 医師の診断書の写し及び証明書（民生委員） ※介護・看護対象者が65歳以上の場合は証明書（民生委員の証明）のみ | 必要な期間 |
| 災害復旧 | <ul style="list-style-type: none"> • り災証明書 | 必要な期間 |
| 求職活動 | <ul style="list-style-type: none"> • ハローワークカードの写し • 証明書（民生委員の証明） • 雇用保険受給者証の写し（両面） のいずれか | 3か月 |
| 就 学 | <ul style="list-style-type: none"> • 在学証明書 ※新年度から在学予定の場合は、在学予定申立書（4月1日以降に在学証明の提出が必要） | 就学期間中 |
| D V | <ul style="list-style-type: none"> • 保護命令書などDVの状態にあることが確認できる書類 | 必要な期間 |
| 育児休業取得中に既に通園中の子の継続利用 | <ul style="list-style-type: none"> • 勤務証明書、辞令書等の育児休業期間の確認できるもの | 育児休業期間 |
| その他（上記以外の理由で保育が必要な場合） | <ul style="list-style-type: none"> • 保育が必要であることが確認できる書類 | 必要な期間 |



【無償化の対象となる手続き】



施設に「認定申請書」及び「就労証明書」等の保育を必要性を示す資料を提出し、市から **新2号認定** や **新3号認定** を受ける必要があります。

各施設・事業利用者のうち、共働きなど保育の必要がある方
※教育のみは対象外

<3歳～5歳児>

※ 満3歳児の非課税世帯

認定申請書と就労証明書等を施設へ提出

保育料が無償



認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設にお支払い後、保護者から市に償還払いの申請を行っていただき、内容審査後、市から保護者に該当金額の償還払いを行う予定としています。 ※申請時期やお支払い回数は市で検討中です。